

島根県公共工事共通仕様書（令和４年４月１日版）の主な改定内容

１．改定理由

準拠している国土交通省、農林水産省ほか、国の共通仕様書の改定に「島根県公共工事共通仕様書」を改定

２．適 用

令和４年４月１日以降に入札公告及び指名通知する工事から適用

３．改訂要旨

【本編】

- ・ 共通仕様書の中で引用している技術基準類及び法令等の改定等に伴う変更
- ・ 用語の定義の「書面」を改訂し、新たに「情報共有システム」を追加
- ・ これまで「第３編 土木工事共通編」に記載のあった①用語の定義を削除、②支給材料及び貸与品、工事中の安全確保に係る記述、交通安全に係る記述、工事測量（仮設標識）に係る記述を第１編に移動、統合
- ・ 銘板工について「技術者名を記載」することが文字だけでなく、図にも反映（ただし、治山ダムは従来どおり）
- ・ 標識板の反射シートの性能表に「入射角４０°」を追加
- ・ 砂防編に「砂防ソイルセメント」の施工に係る記述を追加
- ・ 砂防編の銘板工について、技術者名の記載に併せ、材質、板厚、サイズを変更
- ・ ほ場整備編に施工順序の記述を追加
- ・ 治山編に木製治山ダムに使用する木材は、人体への安全性や環境への配慮すべきことを追加

【施工管理基準編】

（出来形管理基準）

- ・ 掘削工（面管理の場合）等における測定基準欄の３次元データによる出来形管理の記述に、これまで「ＴＳ等光波方式」等が列記されていたが、「３次元計測技術」に統一
- ・ 法面工のアンカー工、鉄筋挿入工について、これまで県独自基準（せん孔方向を方位、鉛直方向それぞれに規格値を設定）を作成していながら、別途特記仕様書により県独自基準を採用せず、国の基準に戻し運用していたことから、アンカー工、鉄筋挿入工については、県独自基準を廃止（特記仕様書と同じ記載）

（写真管理基準）

- ・ 写真管理における画素数について、これまで共通仕様書では１００万～３００万程度、電子納品運用ガイドラインでは１００万～２００万画素程度となっていたが、電子納品運用ガイドラインに合わせ、１００万～２００万画素程度に統一
- ・ 出来形管理基準と同様、撮影頻度の記述に、これまで「ＴＳ等光波方式」等が列記されていたが、「３次元計測技術」に統一